第４章　発達段階に応じた取組み、子どもの生活の場ごとに応じた取組み

この章では、公立図書館、教育・保育施設、家庭等が、子どもの読書活動の推進にあたり、子どもの発達や生活の場に応じて、どのような視点で関わっていけばよいかの参考にしていただけるよう、配慮していただきたいことを記しています。

また、第３章に記載した社会全体で取組みを進めるための実践例のうち主なものを、発達段階に応じて整理しています。

１　子どもの発達段階に応じた取組み

（１）乳幼児期

幼い子どもにとって、物語や絵本の世界に浸る体験は、未知の世界に興味や関心を広げるために大切です。生後数か月の赤ちゃんでも絵本に興味を示しますし、文字を学ぶ前の子どもでも、自分で絵本を見て楽しんだり、読み聞かせをしてもらうことで、興味をもって聞き，想像をする楽しさを味わうとともに、まわりの人と心を通わせることができます。（参照：幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）・幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府文部科学省厚生労働省告示第１号））また、読み聞かせをしてもらうことで、本を読んでくれる人と大切な時間を過ごす快さを知ることができます。

乳幼児が絵本や物語などに親しむことの重要性を保護者に伝えたり、教育・保育施設など、保護者や乳幼児の身近な場所で本の楽しさに触れる機会をつくっていくことを通じて、身近な場所に本がある環境づくりと読み聞かせの推進に取り組むことが求められます。

　　―主な取組み例―

【本と出合う】

・　保護者への乳幼児向けのおすすめ本に関する情報提供

・　乳幼児健診時や子育て支援の場など様々な機会を活用した読み聞かせの実施や保護者の本選びへのアドバイス

・　えほんのひろばなど、本との出合いの機会を提供するイベントの実施

・　ブックスタートによる家庭での読み聞かせのきっかけの提供

・　読書に関心のない子どもや保護者が図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催

・　大学生・小中高生と乳幼児の読書を通じた交流の実施

　　【本に親しむ】

・　乳幼児やその保護者にとって使いやすく魅力的な公立図書館サービスの提供（読み聞かせ会等の実施、わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫など）

・　教育・保育施設の絵本ルーム又は絵本コーナーの充実

・　教育・保育施設や地域の文庫等地域の活動への公立図書館からの団体貸出しの促進

・　家庭で読み聞かせをする時間の確保

【体制づくり】

・　教育・保育施設の教職員や保護者を対象とした読み聞かせ講座等の実施

・　読書活動ボランティアの養成

（２）小学生期

この時期の子どもは、生涯にわたる読書習慣を身につけていくために、幅広く読書を楽しみながら、内容や要旨をとらえるなど基本的な読む能力を身につけるとともに、読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を身につけていくことが望まれます。（参照：小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号））

そのためには、学校や家庭を中心として、子どもが「本を読んで面白かった」、「本が役に立った」という経験ができるような取組みを地道に行うことが重要です。学校全体や家庭で一緒に読書する時間を確保したり、子どもの興味や目的に合った魅力的な本と出合えるような読書環境づくりや幅広い分野の本を紹介していく取組みを進める必要があります。

―主な取組み例―

【本と出合う】

　・　担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、児童へのおすすめ本の紹介

・　えほんのひろばや読み聞かせなど、本との出合いの機会を提供するイベントの実施

・　ブックトークや特設コーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介

・　読書に関心のない子どもや保護者が公立図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催

　　【本に親しむ】

・　学校図書館や公立図書館における子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な図書コーナーの設置（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫）

・　学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確立

・　学校における一斉読書の実施とその際の本選びのサポート

・　読書マラソン、読書通帳づくり、読書日記など、読んだ本を記録したり、目標とする読書量を設定する取組みの実施

・　学校、放課後子ども教室、地域の文庫等地域の活動への公立図書館による団体貸出しの促

　進

・　家庭で本を読む時間の確保

【読む力をつける】

・　児童が学校図書館を利用するためのオリエンテーションや公立図書館見学の実施

・　児童が目的や課題に応じた本選びができるよう、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施

・　学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充

・　公立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出しに関する情報提供、調べ学習コーナーの設置）

【体制づくり】

・　「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の一斉啓発活動の実施

・　学校司書、司書教諭の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修の実施

・　読書活動ボランティアの養成

（３）中学生期

読書には、楽しむための読書だけでなく、必要な情報を読み取るための読書、さらには読み取った情報を基に自分の考えを明確にしていくための読書など、様々な目的のものがあります。

読書活動は本来読み手の個人的な活動であり、自主性や自発性を尊重することが重要ですが、子どもの興味や関心に応じた計画的、継続的な指導により、中学生期については義務教育の最終段階として、日常生活における読書活動を「目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること」につなげ、継続的な読書を促すようにすることが求められます。（参照：中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号））学習活動のなかで、必要な情報の集め方や、情報を読み取るための読み方、その情報の活用の仕方について理解させると同時に、読書の範囲を広げ、手に取る本や文章の質を向上させていくためには、子どもが、目的や興味に応じた魅力的な本に出合うための環境づくりを行うことが大切です。

中学生期は、興味や関心、活動範囲が広がることにより、読書から遠ざかりがちになりやすい時期でもありますが、学校全体で、一斉読書等の本を読む時間の確保やブックトークやビブリオバトル等魅力的な本を紹介する取組み、学校図書館を活用した体系的な読書指導の取組みを推進したり、公立図書館や民間団体等社会全体で、中学生向けの読書活動推進キャンペーンやコンクールに取り組んでいくことなどが重要です。

　　―主な取組み例―

【本と出合う】

　・　担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、生徒へのおすすめ本の紹介

・　ブックトークや特設コーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介

・　ビブリオバトルによるゲーム感覚を取り入れた生徒同士のおすすめ本の紹介

・　読書に関心のない中学生が公立図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催

　　【本に親しむ】

・　中学生が使いやすく魅力的な学校図書館や公立図書館におけるＹＡコーナーの整備

・　学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確立

・　生徒会活動や部活動など生徒主体による読書活動の活性化

・　学校における一斉読書の実施とその際の本選びのサポート

・　ＰＯＰづくり等本から得たインスピレーションを作品にして発表する取組みの実施

・　学校、地域の文庫等地域の活動への公立図書館による団体貸出しの促進

【読む力をつける】

・　生徒が学校図書館を利用するためのオリエンテーションの実施

・　生徒が目的や課題に応じた本選びができるよう、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施

・　学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充

・　公立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出しに関する情報提供、調べ学習コーナーの設置）

【体制づくり】

・　中学生に向けた読書活動推進キャンペーンの展開

・　学校司書、司書教諭の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修の実施

・　中学校における図書部の育成

（４）高校生期

中学生期と同様に幅広い読書活動を通じて、情報を得て用いたり、ものの見方や感じ方、考え方を豊かにしたりすることが求められるとともに、高校生期には、文章表現の特色に注意して読んだり、内容を的確に読み取ったり，必要に応じて要約や詳述をしたりすること、人物、情景、心情などを表現に即して読み味わうこと、書き手の意図をとらえたりすることが求められます。（参照：高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号））

中学生期と同様に、興味や関心、活動範囲が広がることにより、物語を読む等の狭義の読書と遠ざかりがちになる時期ですが、子どもが自主的な読書活動に取り組めるよう、子どもの目的や興味に合った魅力的な本に出合うための環境づくりを行うとともに、学校においては、個々の生徒や学校に応じた学校図書館での調べ学習をはじめとした、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めることの指導、読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育くむためのブックトークやビブリオバトル等の導入など、生徒のこれまでの読書活動との関わりや段階を踏まえながら、取組みをすすめることが大切です。公立図書館や民間団体等社会全体で、読書活動推進キャンペーンやコンクールを取り組んでいくことが重要です。

―主な取組み例―

【本と出合う】

・　担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、生徒へのおすすめ本の紹介

・　ブックトークや特設コーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介

・　ビブリオバトルによるゲーム感覚を取り入れた生徒同士のおすすめ本の紹介

・　読書に関心のない中高生が公立図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催

　　【本に親しむ】

・　高校生が使いやすく魅力的な学校図書館、公立図書館におけるＹＡコーナーや調べ学習のための参考図書の整備

　　　・　学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確立

・　生徒会活動や部活動など生徒主体による読書活動の活性化

・　学校における一斉読書の実施とその際の本選びのサポート

・　ＰＯＰづくり等本から得たインスピレーションを作品にして発表する取組みの実施

・　学校への公立図書館による団体貸出しの促進

【読む力をつける】

・　生徒が学校図書館を利用するためのオリエンテーションの実施

・　生徒が目的や課題に応じた本選びができるよう、担任や司書教諭等の教職員によるサポートの実施

・　学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充

　・　公立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出しに関する情報提供、調べ学習コーナーの設置）

【体制づくり】

・　高校生に向けた読書活動推進キャンペーンの展開

・　学校司書、司書教諭の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修の実施

（５）支援を必要とする場合

　　障がいのある子どもや日本語を母語としない子ども等、支援の必要な子どもたちには、読書に親しむ機会が少なくなりがちです。子どもの知的活動を増進し、人間形成や情操を養うために、子どものニーズや、興味・関心に合った読書活動を支援していくことが必要です。（参照：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示36号））

公立図書館や特別支援学校を中心に、障がいの状態に応じた選書や設備等の整備、読書活動ボランティアの支援等による本と出合う機会づくりを行うとともに、特別支援学校や特別支援学級においては、各学校や学級の実態に応じた学校図書館の活用による教育活動の展開に一層努めていく必要があります。

また、公立図書館においては、日本語を母語としない子ども向けに多言語の図書を充実させるとともに、病院等の施設にいる子どもたちの読書活動のサポートを行うことも求められます。

―主な取組み例―

【本と出合う】

・　担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、児童・生徒へのおすすめ本の紹介

・　えほんのひろばや読み聞かせなど、支援が必要な子どもの状態に応じた本との出合いの機会を提供するイベントの実施

　　【本に親しむ】

・　学校図書館や公立図書館における子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な図書コーナーの設置（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫）

・　公立図書館等における子ども向けの点字図書、録音図書、ＬＬブック、外国語図書等の充実、電子書籍の活用及びこれらの目録情報の整備

・　学校、地域の文庫等地域の活動への公立図書館による団体貸出しの促進

・　手話や多言語によるおはなし会や読み聞かせの実施

・　図書館へ行くのが困難な子どもがいる施設（病院等）への出張によるおはなし会や読み聞かせの実施

【読む力をつける】

　・　子どもが目的や課題に応じた本選びができるよう、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施

・　学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充

・　公立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出しに関する情報提供、調べ学習コーナーの設置）

【体制づくり】

　　　・　学校司書、司書教諭の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修の実施

・　読書活動ボランティアの養成

２　子どもの生活の場ごとに応じた取組み

（１）公立図書館

図書館は、たくさんの蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。子どもに図書館がワクワクする知の拠点であることを知ってもらうことが必要です。

図書館は、子どもの読書活動を促進するためのサービスとして、子ども用図書の整備・提供、読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携等に努めることが求められており、学校教育を援助するとともに家庭教育の向上に資するという役目を担う、子ども読書活動推進の要となる施設です。（参照：図書館法（昭和25年法律第118号）、図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号））

そのためには、就学前の子どもや中高生など、対象年代に応じた閲覧コーナーの設置や、本の魅力について、リーフレットや冊子、ウェブサイトやSNSなどを用い、子どもの発達段階に応じて手段を工夫しながら、常に新しい情報を提供していくことが必要です。特に、自主的に本を読むことが習慣づいていない子どもに対しては、読み聞かせ等のおはなし会、ワークショップ、展示会、フリーマーケットなど、図書館に来てもらうための工夫を行うことも必要です。

地域の保護者への啓発や、教育・保育施設に対する支援・研修、読書活動ボランティアの養成を積極的に行うとともに、これら人材の連携が進むよう、地域でのネットワークづくりや情報発信も大切な役割です。

（２）教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）

乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、教育・保育施設には、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。（参照：幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号））

読み聞かせは、ほぼ全ての施設で実施されていますが、子どもが興味を持つ本、発達段階応じた本に出合う機会を拡充するために、公立図書館等と連携を行いながら、絵本ルームや絵本コーナーなどの整備と蔵書の充実を図ることが重要です。また、保護者に対して、読み聞かせの大切さや意義を伝え普及していくことも大切な役割です。さらには、小中高生や読書活動ボランティアなど、多様な人と読書を通じた交流を行うことも望まれます。

（３）学校

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校教育法（昭和22年法律第26号）においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ，生活に必要な国語を正しく理解し，使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、学校においては、読書に親しむ機会の充実や子どもの発達段階に応じた本の紹介、子ども同士のブックトークやビブリオバトルのような読書経験を共有する取組みの導入等により、様々な本に触れる機会を提供することが必要です。

学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的・主体的な学習を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たす、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。そのためには、開館時間の確保や図書館業務を行う学校司書や司書教諭の適切な配置、図書の充実や図書情報のデータベース化、他の図書館とのオンライン化、さらには学校図書館の活用を図るための教職員間の連携を進めていくことが重要です。

さらに、児童・生徒が生き生きとした学校生活を送るため、学校図書館には、子どもたちの「心の居場所」として過ごせるような機能の充実が求められています。

（４）保健センター

保健センターは、乳幼児に対して、疾病の予防又は健康の保持増進に必要な診察、保護者への保健指導等の健康診査を実施しています。そうした機会に、保護者と子どもが一緒に絵本を楽しむことにより子育てによい効果を及ぼすことが期待できることから、絵本コーナーを設置したり、ブックスタートや読み聞かせ、絵本選びの相談等、本に親しむさまざまな取組みを実施している保健センターが増えています。

保護者に対して、子どもの成長にとって乳幼児期に行われる絵本の読み聞かせ等がとても大切であることに気づいてもらえるよう、公立図書館と連携しながら、パパママ教室や健診の機会をとらえて、これらの取組みをさらに充実していくことが望まれます。

（５）家庭

子どもの読書活動については、家庭が大きな役割を担っています。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）では、保護者の役割として、「子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすこと」と規定されており、保護者には、生活習慣として子どもが日常的に本に接することができるよう心がけることが求められます。

家庭における読書習慣については、「母・父ともに１月あたりの読書冊数が多いほど、子どもの冊数も多くなっている」（第８回21世紀出生児縦断調査結果：厚生労働省）ことが明らかとなっています。また、子どもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に及ぼす影響や効果などについては、子どもの頃に「本を読んだこと」、「絵本を読んだこと」などの読書活動が多い人や、現在までに「好きな本」、「忘れられない本」があると回答した人は、成人後も１か月に読む本の冊数や1 日の読書時間が多い傾向が示されています。また、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高く、特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、成人の「文化的作法・教養」との関係が強い傾向にあります。（子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査【平成24年実施】研究報告書：国立青少年教育振興機構）

乳幼児期の家庭での読み聞かせや、家庭での読書環境が子どもの読書活動の機会の充実や読書活動の習慣化に積極的な役割を果たす幼い子どもに読み聞かせを行うことや、家族で、読んだ本を薦めあったり感想を話し合ったりすることは、子どもの読書習慣づくりのために非常に大切です。また、一緒に図書館や書店に出かけたり、記念日に本を贈るなどの取組みは、家族の絆を深めつつ子どもが魅力的な本と出合うきっかけとなります。

（６）地域、街なか

学校、家庭だけでなく地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することで、子どもの読書環境は大きく広がります。

子育てサロンや公民館等の地域で実施する子育て支援事業や異世代交流事業を活用しながら、おはなし会等の本に親しむ機会を提供したり、学校支援地域本部として、多様な経験を有する地域人材の協力を得ながら、休み時間や放課後、週末や休業期間を活用し、図書の整理や読み聞かせ、図書館のミニ改造に取り組んでいる例もあります。

また、子どもや保護者が訪れる機会の多い公民館や青少年教育施設の図書室において、公立図書館や読書活動ボランティアと連携し、読書の面白さや楽しさを発見できる催しを企画したりすることにより、子どもが本とふれあえる場や機会を拡充することは、身近な読書環境づくりの進展につながります。

子どもの読書活動の推進を社会全体で効果的に取り組むためには公民連携による普及・啓発が大切です。

また、これまでも街なかにおいては、メディア、出版業界、書店、商業施設等の民間事業者において、自由な発想と強力なプロモーション力により、府民に「読書の楽しさと重要性」を伝えていく各種の活動が推進されています。カフェや食堂、病院の待合室、民家や空き店舗などの一角に本棚を置いて自由に読めるようにしたり、読まなくなった本を交換しあったりする取組みも行われています。こうした地域、街なかでの活動が更に進み、子どもが身近な場所で本に親しむ機会を拡げていくためには、民間事業者と行政とが持続的な協力関係を築いたり、子ども読書推進に関わる団体のネットワークづくりを進めることが必要です。